

「部落解放基本法」の制定を求めた取り組みの到達点と今後の課題

友 永 健 三

一 はじめに

「部落解放基本法」の制定を求めた本格的な取り組みは、一九八五年から展開された。この年の五月二四日に部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会（会長Ⅱ大谷光真浄土真宗本願寺派門主）が開催され、運動団体のみならず、研究者や衆議院法制局などの協力も得て作成された「部落解放基本法（案）」が承認され、その実現をめざして国民運動を繰り広げていくことが決定された。

それ以降、いくたびもの「部落解放基本法」の制定を求めた中央行動が展開され、一千万人を超える大衆署名が集められ、千を超す地方自治体の決議、さらには条例・

宣言も獲得された。また、国会議員の署名も衆・参ともに過半数を突破した。けれども「部落解放基本法」そのものの制定は実現せず、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」）の制定とその延長にとどまっていた。

ソビエトの崩壊、冷戦構造の終了以降の世界情勢の激変の波が日本にも押し寄せ、一九九三年八月、三八年間続いた自由民主党一党支配の政権が崩壊し、連立政権の時代に突入した。

その後のめまぐるしい政局の変動の中で、九四年六月、日本社会党の村山富市委員長を総理大臣とする「村山内閣」が誕生した。

日本社会党は、「部落解放基本法」の制定を党としても

決定していた。その党の党首を総理大臣とする内閣が誕生したのである。ただ、社会党政権が誕生したとはいえ、単独政権ではなく、自由民主党、新党さきがけとの連立で、自由民主党が多数を占めた連立内閣であった。

それでも、村山内閣の誕生は、「部落解放基本法」の制定を求めてきた陣営にとってまさに千載一遇のチャンスが到来したと受けとめられたし、それはまた当然のことであった。

その後、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会を中心に、果敢な取り組みが展開され、一九九六年五月の地域改善対策協議会意見具申、七月二六日の「政府大綱」、一二月の臨時国会で「人権擁護施策推進法」が制定されたこと、さらには、九七年の通常国会で「地対財特法」の一部改正延長案が承認されたこと等によって、「部落解放基本法」そのものの成立ではないものの、部落解放基本法案に盛り込まれた内容が部分的に、時間差をもって実現しつつある。

本稿は、その軌跡をたどり、今後の課題を提起するものである。

二 「与党プロジェクト中間意見」

「部落解放基本法」の内容が、部分的に時間差をもって実現することになった、いわば出発点ともいえるものが、一九九五年六月一六日に出された「与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見」である。

「与党・人権と差別問題に関するプロジェクトチーム」（以下「与党プロジェクト」と略）は、九四年一二月に組織され、「中間意見」がまとめられるまで一四回の会合が開かれていた。

この「中間意見」では、「これまでの検討の結果、以下の共通する基本認識を持つに至った」として次のような重要な認識が示された。

少し長くなるが、歴史的な意味があるので、その内容を正確に引用しておこう。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、人間として尊重され、平等に基本的権利の享有が保障されなければならない。このことは人類社会に共通する、自由と正義と平和の基礎である。しかしながら、今日のわが国の状況は、「いじめ問題」「オウム事件」をはじめ、

人の命の尊さが軽視される傾向がみられる。

また、部落差別をはじめ社会的差別の実態も未だ解消するに至っていない。とくに、同和対策の一環として、教育・啓発が積極的に展開されたにもかかわらず、結婚差別など心理的差別の解消には至っていないのが実情である。

今日、人権実現へ向けた国際社会の要請は日増しに大きくなっている。日本国憲法の制定、世界人権宣言の採択から半世紀となる今日、改めて人間の尊厳に関わる問題として人権と差別問題を認識し、人権実現社会の構築を図らなければならない時期にきている。このため、人権に関する教育・啓発、人権擁護・人権侵害への有効な対応、差別解消のための諸事業等、さまざまな分野における人権に関わる施策について、そのあり方を見直し、わが国基本政策のひとつとして人権政策について検討する必要がある。

自由民主党も含めた与党プロジェクトの基本認識のなかに「人権実現社会の構築を図らなければならない時期にきている」「わが国基本政策のひとつとして人権政策について検討する必要がある」という内容が盛り込まれたことは、画期的な意義がある。

国連一〇年推進本部（仮称）を設置するとともに、所要の予算措置を講じる必要がある。

③人権擁護のあり方、実効ある人権侵害への対応のあり方については、差別の扇動行為・助長行為等悪質なものに対する何らかの規制の方策等、極めて慎重な検討を要する課題である。また、人権侵害事例に対する現行制度の対応は十分なものとはいえず、とくに同和問題に係る事例では不十分な実情にある。本プロジェクトにおいても現行制度の問題点、諸外国の制度等を含めて、今後とも鋭意検討していく必要がある。政府においても、人権擁護のあり方、実効ある人権侵害への対応のあり方については、何らかの機関を設置し、検討を開始する必要があると考える。

④同和問題の抜本的早期解決に向けた方策のあり方については、部落差別の今日的状況を踏まえ、政府与党が一体となり、法的措置、行財政的措置等の各種施策の基本的なあり方について、十分かつ速やかに検討していく必要がある。

それというのも自由民主党単独政権時代にあつては、上記のような基本認識はなかった。このため「日本は、貿易黒字国ではあるが人権の面では赤字国である」という諸外国からの批判を浴びていたのである。

けれども、基本法の制定を求めた運動の盛り上がり、村山連立内閣の誕生という局面の変化のなかで、ようやくにして日本も人権確立を基本とした社会作りをめざすことを明確にしたのである。

その後、村山内閣から自由民主党の橋本龍太郎総裁を総理とする内閣に代わっているが、施政方針演説などのなかには、「人権」が盛り込まれている。

「与党プロジェクト中間意見」は、以上の基本認識のもとに以下に要約する四項目の具体的な合意をまとめた。

①政府においては、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を年内のしかるべき国会において批准する必要がある。

②「人権教育のための国連一〇年」（期間一九九五年～二〇〇四年）については、わが国は国際社会において率先垂範して取り組む必要がある。政府は、「行動計画」の具体的施策内容の策定および必要な措置等を実施推進するため「人権教育のための

三 人種差別撤廃条約加入と「人権教育のための国連一〇年」推進本部の設置

その後、この四項目の合意の線にそつて局面が展開した。九五年一二月、人種差別撤廃条約の締結案件が国会を通過した。

この条約は、ネオ・ナチズムの台頭を芽のうちにつみ取るために一九六五年一二月、国連総会で採択されたもので、九五年一二月時点で一四五カ国もの締約国を見ていた。

日本は、同条約の第四条において、差別宣伝や差別扇動、これらを目的として団体を結成することや加入することなどを犯罪とみなして処罰することを求めている点が、憲法に定められた表現の自由や結社の自由と抵触するおそれがあるなどの理由で、この条約の締結を遅らせてきていた。

けれども「部落解放基本法」の制定を求めた運動の盛り上がり、人種差別撤廃条約の早期締結を求めた運動の粘り強い取り組み、さらには、先に紹介した与党プロジェクトの合意などをうけて、日本はこの条約の国連採択

三〇年目にして一四六番目に、条約加入を果たしたのである。

この条約では、第一条「差別の定義」のなかで人種差別を広義にとらえ、狭義の「人種」差別のみならず、「皮膚の色」、「門地」（政府の公定訳では「世系」）、「民族」、「種族」までも撤廃の対象としている。⁵³

この結果、日本では日本国内に存在する黒人などに対する差別だけでなく、部落出身者に対する差別、アイヌ民族に対する差別、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人に対する差別などもこの条約の対象となる。

人種差別撤廃条約で求められている差別撤廃の基本方針は、①差別は犯罪であり法律で禁止すること（第二条一項（d）、第四条、第五条） ②差別されている人が劣悪な状況におかれている場合、特別の措置をとること、このための措置は差別ではない（ただし、その結果目的が達成されたならば、特別措置は廃止すること）（第一条四項、第二条二項） ③差別によって被害を被った人々を救済するために、裁判所だけでなく効果的な機関を設置すること（第六条） ④差別観念については、教育、文化、マスメディアを通して積極的に撤廃していくこと（第七条） ⑤違いを認め連帯していくことを奨励すること（第二条一項（e）、第七条） を求めている。

ついで、九五年十二月一日開催された閣議において、「人権教育のための国連一〇年推進本部」の設置が決定された。

閣議決定によれば、その目的は、「人権教育のための国連一〇年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「人権教育のための国連一〇年推進本部」を設置する、と定められている。

本部の構成としては、内閣総理大臣を本部長に、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、文部大臣、総務庁長官を副本部長（五名）に、内閣官房副長官（事務）、法務、外務、大蔵、文部、厚生、農林水産、通商産業、運輸、郵政、労働、建設、自治、総務、北海道開発、防衛、経済企画、科学技術、環境、沖縄開発、国土の各事務次官と警察庁長官を本部長（二二名）とすることが定められており、必要があると認めるときは、構成員が追加できることになっている。

推進本部の庶務は、法務省、外務省、文部省、総務庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する、と定められている。⁵⁴

筆者の知る限り、「人権」と名の付く課題で内閣総理大臣を本部長にしたこれだけ大がかりな体制が設置された

この条約の締結に際して、日本は条約第四条（a）（b）を留保したし個人または団体からの人種差別撤廃委員会への通報を認めた第一条については、受け入れる旨の宣言をしなかった。⁵⁵

九六年一月四日から、この条約は日本に対して発効しているが、今後、以下の課題がある。

①条約締結承認に際して、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃の促進等を求めた衆議院（二月二一日）と参議院（二月三〇日）の外務委員会で採択された附帯決議を政府は、誠実に履行していくこと。

②この条約を民間運動団体内はもとより学校教育や社会教育、公務員や法曹関係者、企業やマスメディア関係者に対する研修などで大々的に普及・宣伝していくこと。

③この条約の締結を踏まえて、その国内法を整備していくこと（部落解放基本法の制定やアイヌ新法の制定は、このための方策でもあるし、後述する九六年末に制定された人権擁護施策推進法は、この条約の国内法を整備するという使命を持っている）。

④定期的な報告書（締結後一年以内、その後は二年ごと）の提出などを通して人種差別撤廃委員会との建設的な対話を重ねることによって、条約第四条（a）（b）項に対する留保の撤廃と一四六番目の承認をすること。

ことはかつてなく、このこと自体歴史的な意義をもった取り組みであるといっても過言ではない。

この推進本部でまず取り組まれたことは、国内行動計画の策定で、これについては、九六年二月六日「人権教育のための国連一〇年」に関する国内行動計画中間まとめが公表された。

それによれば大きな柱立ては、一、基本的な考え方や二、あらゆる場を通じた人権教育の推進 三、重要課題への対応 四、国際協力の推進 五、計画の推進 となっている。

この中でも、二の「あらゆる場を通じた人権教育の推進」が注目されるが、この中では学校教育、社会教育、企業その他一般社会、特定職業従事者（検察職員、教員、警察職員、自衛官、公務員などを含む）が具体的に取上げられている。

三の「重要課題への対応」については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人びと、その他（外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人等）が明確に指摘されている。

九七年三月一日時点で内政審議室の担当者によれば、この中間まとめに対して各方面からの意見を聞き若干の修正を加えて、日本政府としての「国内行動計画」

としていくとのことである。

従来の政府の取り組みから見れば、これだけ広範囲にわたる人権教育に関する計画が提示されたこと自体画期的な意義をもっているが、就学前教育やマスメディアに関する記述が欠落していることやわずかに二名で事務局が構成されていること、地方自治体や民間団体での取り組みを積極的に支援していくことが明記されていないなどの問題があり、早急に各方面から補強意見を提出する必要がある。

四 地域改善対策協議会意見具申

一九九六年五月一七日地域改善対策協議会による「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」と題した意見具申が、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣に提出された。

この「意見具申」は、部落問題解決に向けた取り組みの質的な転換を盛り込んだ点で六五年八月一日に出された内閣同和対策協議会答申以降の関係文書のなかで、最も重要な意味を持った文書である。

「意見具申」は、一 同和問題に関する基本認識 二 同和問題解決への取り組みの経緯と現状 三 同和問題

な責務である」と述べている。

この指摘を見ても明らかのように「意見具申」は、一部にある「部落問題は解決した。同和行政も同和教育も廃止せよ」という主張を退け、これまでの取り組みによる成果は認めつつも、依然として深刻な部落差別の存在を明確に認めた。

そのうえで「意見具申」は、同和問題をはじめとする人権問題の解決を、日本の「国際的責務」として指摘したのである。この点が、六五年の「同対審」答申と比較したときの大きな違いであるが、答申が出されてからの三〇年間に日本が国際人権規約・女性差別撤廃条約・人種差別撤廃条約などを締結したことがこの指摘をもたらしたのである。

では、「同対審」答申は、古くより役立たなくなつたのであろうか。

「意見具申」は、この点について、「昭和四〇年の同和対策協議会答申（「同対審」答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない」と述べて、「同対審」答申の基本精神は今後とも踏まえていく基本姿勢を

解決への展望 四 今後の重点課題 の四つの柱から構成されている。

以下、重要な指摘を紹介し若干のコメントを加える。

「一 同和問題に関する基本認識」では、まず「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である二一世紀に向けた我が国の重要な責務といふべきである」との時代認識を踏まえた日本の責務を指摘している。

ついで、部落問題の解決に関して、「ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後五〇年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によつて、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいふべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的

明確にしている。

「基本認識」の最後で、二一世紀を展望した部落問題解決に取り組む基本姿勢として、「意見具申」は、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につながるべくいくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取り組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差ししかかっていると見えよう」と、指摘している。

部落解放同盟は近年、第三期の解放運動を提起し、部落差別の撤廃を国内外のあらゆる差別の撤廃と結合していく方向性を提起しているが、「意見具申」の上記の指摘は、基本的には同一の方向性を提起したと言えよう。

「二 同和問題解決への取り組みの経緯と現状」では、「②これまでの成果と今後の主な課題」で、以下のような現状認識を示している。

「実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された」しかし、高等学校や大学への進

学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに適正化対策もなお不十分な状況である」

この指摘は、物的な基盤整備事業の成果を過大評価しているくらいがあるが、教育や労働面、差別事件や差別観念の面でお明確な問題が存在していることを明らかにした点は、評価できよう。

ついで今後の主要課題として「意見具申」は、次のように述べている。

「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる」

「三 同和問題解決への展望」では、「(2) 今後の施策の基本的な方向」のなかで次のような指摘をおこなっ

た。人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである」同様な観点から、「人権教育のための国連一〇年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである」

この中で、重要な点は、これまでの同和教育なり部落問題に関する啓発の成果を踏まえた上で、今後は人権教育、人権啓発へと発展させる必要性を指摘していることである。ただし、上記の指摘をよく読めば明らかかなように今後同和教育なり部落問題に関する啓発活動が無くなるわけではなく、人権教育や人権啓発の重要な柱として位置づけられなければならないのである。

ついで、「(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化 ②人権侵害救済制度の確立」では、以下のよう

に述べている。「あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られる

た。

「本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある」

「意見具申」で「法的措置の必要性」という具体的な記述がなされたのは、引用したこの部分だけであるが、「今後の施策の基本的な方向」の部分で「法的措置の必要性」が指摘されたことは、画期的な意義がある。

後述するように結論的にいえば、この部分の指摘を踏まえ事業、教育・啓発、救済等に関係して法的措置がとられることとなったのである。

「四 今後の重点施策の方向」では、「(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進 ①基本的な考え方」のなかで以下のような重要な指摘をおこなっている。

「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本よう、各国の取り組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、二一世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである」

「意見具申」のこの指摘がなされた背景には、一九九三年一月政府によって実施された同和地区実態把握等調査結果の中で、部落出身者に対する人権侵害に対して、法務局や人権擁護委員による現行の人権擁護制度がほとんど役立っていない実態が明らかになったことがある。

「(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行 ①基本的な考え方」の中で、今後の同和行政のあり方について、以下のように指摘している。

「既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくことであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある」

この指摘をみても明らかかなように「意見具申」の立場は、三〇年近く続いてきた「特別措置法」に基づく特別対策による同和行政を今後は、基本的には一般対策によ

って実施していくことを打ち出している。

ここで注意を要する点は、特別対策の廃止が直ちに同和行政の終結を意味するものではない点である。「同対審」答申の指摘にもあったように、部落差別が現存する限り、部落差別を撤廃していくための同和行政は継続されなければならないのである。ただ、部落差別の実態の改善状況、一般対策の行政施策の状況などによっては、一般対策を活用することによって同和行政が実施されることも、あり得るのである。

とはいえ、この時点で、すべての特別措置を廃止し、一般対策に移行できるかどうかといえ、いくつかの問題があるので、「意見具申」は、上記の指摘の後に、次の指摘を行なっている。

「この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならぬが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」

この指摘は、特別対策を一般対策に移行する前提条件

タ―として、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的かつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである」

この指摘にもあるように隣保館の今後の活動としては、①地区の実態把握 ②地区の生活相談 ③自立支援 ④教養文化事業 ⑤周辺地域に対する啓発 ⑥周辺地区との交流など多様な事業を実施していく必要がある。また、これらの事業が効果的に実施できるように隣保館の整備拡充、専門的な人材の補充、運営活動費の確保などが求められている。

「四 今後の施策の適正な推進」においては、①基本的な考え方 ②行政の主体性の確立 ③同和関係者の自立向上 ④えせ同和行為の排除 ⑤同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり の柱に沿って記述されている。

ここでの指摘には、部落問題をいまだに解決しえてい

を具体的に明記した点で、重要な指摘である。

その前提条件とは、①特別対策を一般対策に移行する場合、一般対策があるのかないのか、あるとすればどのような内容なのか ②なお残されている課題の状況、つまり残されている差別の実態はどのような状況なのか ③特別対策が廃止され一般対策に移行されるということの内容は、これまでであった国の地方自治体に対する特別の財政面の補助などがなくなるわけであるから、そのような状態になっても地方自治体の財政状況が大丈夫なのかどうか ④特別対策が廃止され、一般対策に移行されたとしても改善されてきた部落の実態が再び元の劣悪な状況に戻ることがないかどうか、の四つの視点から吟味する必要があると指摘しているのである。

当然のこととして、それぞれの府県、それぞれの地区ごとに多少なりとも事情は異なっているので、上記前提条件を踏まえた具体的な議論が求められている。

なお、「②工夫の方向」で、今後の同和行政の方向を具体的に考えていく上で象徴的な意味をもつ隣保館に関する記述を紹介しておく。

「社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセン

ない責任が、あたかも被差別部落出身者や運動団体の側にあるかのような状況認識がある。この点は批判されなければならぬ。

けれども「③同和関係者の自立向上」に関する指摘は重要な点を指摘しているので引用しておく。

「現在の同和地区が真に住み良い地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである」

全国水平社創立以降の歴史が示しているように、地元住民による自主的な部落解放運動こそが、住民の自覚を高め同和行政の開始と展開を促してきたのである。部落差別の撤廃を展望したとき、自主的な部落解放運動を敵視するのではなく、支援しこれと連携することは欠かすことのできない要件である。

五 与党プロジェクトの三項目の合意

一九九六年六月五日 与党プロジェクトが「地对協」意見具申をうけて、以下に紹介する三項目の合意をおこなった。

一、教育・啓発の推進に関する法的措置

同和問題に関する国民の差別意識は依然として根深く存在しており、その解消に向けて、地域改善対策協議会の意見具申、「人権教育のための国連一〇年」の国内行動計画等をふまえ、教育・啓発の推進に関する法的措置を検討する。

二、人権侵害による被害の救済に関する法的措置

同和関係者に対する人権侵害事件の発生は依然少なくなく、また、その解決のための現行制度は多くの欠陥を残している。必要な法的措置を含め新たな制度について検討する。

三、地域改善対策特定事業に関する法的措置

地域改善対策協議会の意見具申をふまえ、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障を来さないこと

等を考慮して法的措置を講じる。

この三項目の合意は、その後の法律制定に具体的な道筋を付けた点で画期的な意義をもっている。

先に紹介した「地对協」意見具申では、「本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し……」とのみ指摘されていたものが、与党プロジェクトの三項目の合意では、具体的に①教育・啓発の推進に関する法的措置 ②人権侵害による被害の救済に関する法的措置 ③地域改善対策特定事業に関する法的措置 の三つの法的措置を講じる必要性が指摘された。

ただ、このうち地域改善対策特定事業に関する法的措置については、「法的措置を講じる」とされているのにならべて、教育・啓発と救済に関する法的措置については、「法的措置を検討する」などといった表現になっている点をどのように考えたらよいのかという問題があった。

これについては、九六年六月一二日、東京・日比谷野外音楽堂において開催された「基本法」第二六波中央集會で、与党プロジェクトの三項目の合意をまとめた中心メンバーの一人であった社会民主党の山口鶴男部長が、「三項目については法的措置を講じることになっています

が、一項目と二項目は検討するとなっている点については皆様にはつきりとご説明申し上げておきます。実はこの点は、与党政策調整会議でも質問された点ですが、教育・啓発と救済についても法的措置を講じるということは、与党プロジェクトでは合意ができております。ただ、その内容をどうするかという点にまで合意が至っておりませんので、検討するという表現でまとめたのです」と明確に説明されたことで理解できよう。

六 政府大綱の閣議決定

三項目の合意を受けて九七年度予算編成に間に合わせるために、事業法の部分を中心に九六年七月二六日、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」と題した政府大綱が閣議決定された。

その柱は、第一 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行に関する法的措置等について 第二 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化に関する法的措置等について 第三 今後の施策の適正な推進 第四 その他となっている。

このなかで重要なのは第一の事業法に関する規定であ

るが、その内容は、現行「地对財特法」に基づく特別措置として四五の事業があるが、これを①引き続き特別措置法に基づく特別措置（期限は五年間）で対応する事業が「一五事業」②一般対策に移行するが一般対策に工夫をこらして対応していく事業が「二四事業」③一般対策に移行していく事業が「一事業」となった。

特別措置法に基づく特別措置で対応する事業としては、着手済みの物的事業が「五事業」（たとえば住宅地区改良事業や小集落地区等改良事業など）、非物的事業が「五事業」（たとえば職業講習事業や高等学校等進学奨励費補助事業など）、五年間で削減完了される事業が「四事業」（たとえば宮農等相談事業や生活相談員設置事業など）がある。

一般対策に移行するが一般対策に工夫をこらす事業としては、補助制度で特段の配慮をする物的事業が「九事業」（たとえば、小集落地区改良事業で新規着手分については、小規模住宅地区改良事業を創設し三分の二補助を行う）、地域改善対策農業基盤整備事業については、小規模零細地域農業基盤整備事業を創設し、三分の二補助を行うなど）、非物的事業で一般対策に工夫をこらす事業が「五事業」（たとえば隣保館運営事業については、社会福祉事業の隣保館運営事業を創設し二分の一補助を行う、保育所運営事業については、家庭支援推進保育事業を創設し

て二分の一補助を行うなど)、人権教育・人権啓発に再編される事業が一〇事業(たとえば、地域改善対策啓発活動事業については、人権啓発活動事業として再構成、研究指定校事業については、人権教育研究指定校事業を創設)などがある。

廃止するかまたは一般対策で対応する事業としては、一事業がある。このうち廃止される事業としては、集会所施設・設備整備事業や飲料水配管施設整備事業などがあり一般対策に移行される事業としては、既設改良住宅改善事業、既設公営住宅改善事業などがある。

なお、政府大綱の「第四・その他・二」では、「総務庁は、経過的措施を講ずる事業に関する施策及び事務の総合調整等を引き続き担当する」と明記されているので、総務庁地域改善対策室は、引き続き継続されることとなる。

七 人権擁護施策推進法の制定

七月二十六日の政府大綱では、教育・啓発法および救済法について明確な方向は示されなかった。

そこで、八月七日、九月二四日と二度にわたって、与党プロジェクトとしての合意がまとめられ政府に申し入

れがなされた。

とりわけ九月二四日の合意では、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害の救済等の対応の充実強化に関する所用の法案については、これまでの与党合意及びその協議の経過をふまえ、下記の点に沿った法案を内閣として次期国会に提出されたい」との指摘のもとに以下の三項目の申し入れがなされた。

一、法案の名称については、目的、責務、審議会の設置等を含む所用の法案の提出を求めた与党合意を踏まえた名称とすること。

二、法案の目的、責務、前文または提案理由説明には、同和問題に関する国民の差別意識の解消、同和関係者に対する人権侵害事件の解決のために法的措置を検討するとして与党合意を踏まえ、同和問題の解決のための法案であることを明確に盛り込むこと。

三、審議会の所掌事務については、法務大臣・文部大臣・総務庁長官が諮問し、内閣総理大臣および関係各大臣に意見具申を行うことができるよう配慮すること。

この与党プロジェクトの申し入れを受けて、総選挙後開催された第一三九臨時国会に人権擁護施策推進法が提案された。

いるが、そのポイントを、以下に紹介しておく。

第一条の目的では、「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする」と規定されている。

この中で「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状」を改善するために「人権の擁護に関する施策の推進」が、特に強調されていることがわかる。

日本国憲法第一四条一項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれていた。

これと今回の法律と比較したとき、内容的には同一の差別の事由を列挙しているが、その順序からみて部落問題解決を重視していることがわかる。

ついで第一条では、この目的を実現するための方策として「国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備」することを指摘している。

提案理由では、「今日においても、同和問題等社会的身分や門地による不当な差別、人種、信条、性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、我が国社会の国際化、高齢化、情報化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになってきている。特に、同和問題については、本年五月に、地域改善対策協議会から同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について意見具申がなされ、この中で、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化等が求められている」と部落差別をはじめとした日本の人権に関する現状を指摘している。

そのうえで「政府としては、これらの状況を踏まえ、人権の擁護に関する施策の基本とも言うべき人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を今後とも推進していくとともに、これらの施策について、改めて十分な検討を行うことが必要であり、これが同和問題の早期解決のためにも不可欠と考え、この法案を提案する」と法案提案理由が述べられている。

次に、人権擁護施策推進法は全文四条から構成されて

このうち「国の責務」については、第二条で「国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する」と規定されている。

ついで、「必要な体制の整備として第三条で人権擁護推進審議会の設置が規定されている。

それによれば人権擁護推進審議会は、法務省に設置される。(第一項)

審議会の任務は、まず、「法務大臣、文部大臣、総務厅长官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を」調査審議することにある。ついで、「法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を」調査審議することにある。

(第二項)

審議会で調査審議した事項は、「内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務厅长官又は関係各大臣に意見を述べることができる」と定められている。(第二項)

この第三項の規定のなかに、総理大臣がふくまれてい

一二月十七日の参議院法務委員会の附帯決議は重要な意味を持っている。

ここでは、このうち衆議院の附帯決議の前文と二項、三項、四項を紹介しておく。

同和問題を始めとする人権問題の解決のため、あらゆる差別の撤廃と人権の確立に向けての人権擁護施策を一層推進、強化することとし、政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

二 人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については二年を目処に、人権侵害の場合の被害の救済施策については五年を目処になされる人権擁護推進審議会の答申等については、最大限に尊重し、答申等にのっとり、法的措置を含め必要な措置を講ずること。

三 人権擁護推進審議会委員の人選に当たっては、人権問題に精通した学識経験者を選任するよう配慮すること。

四 審議会の設置及び運営に関しては、平成七年九月二十九日付閣議決定に基づき、透明性の確保に努めること。

右記附帯決議でも明らかなように、「同和問題を始めとする人権問題の解決のため」に、二年以内に人権教育・

ることは、今後、審議会の審議の結果、人権教育・啓発の推進に関する法律や人権侵害の被害者を救済するための法律が提言される場合、既存の担当省庁の変更や枠を越えた機関の設置が、その中に含まれることもありえるという意味を含んでおり重要な点である。

第四条では、人権擁護推進審議会の組織等が規定されており、「委員二〇人以内で組織する(第一項)」「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する(第二項)」「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる(第七項)」などが盛り込まれている。

なお、この法律は、九六年一月二六日公布され、九七年三月二五日起施行されたが、附則の第二項で、「この法律は、前項の政令で定める日から起算して五年間を経過した日にその効力を失う」とされており、五年間の時限立法であることが明記されている。

五年間の時限立法であること、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的な事項や人権侵害の被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項の内容をどのように理解していくのかという点に関し、九六年一月一三日の衆議院法務委員会の附帯決議、

啓発を推進していくための法律が、五年以内に人権侵害の被害者を救済するための法律が提言される可能性がある。これを実現するための世論の盛り上げ、運動の展開が必要である。

八 部落解放基本法案との関係

一九八五年六月の与党プロジェクトの「中間まとめ」から九六年一月二月の「人権擁護施策推進法」の成立まで、やや詳細に紹介してきたように、部落解放基本法制定要求国民運動の展開によって、「部落解放基本法」そのものではないにしても、その内容が一つ一つ時間差をもって実現しつつあるといえよう。

八五年五月、中央実行委員会より提示された「部落解放基本法」案は、①部落問題の根本的な解決とあらゆる差別の撤廃を目標とすることを明らかにした宣言的部分(法案第一条)、②部落の劣悪な実態を改善するために同和事業を実施することを明らかにした事業法的部分(法案第九条)、③部落問題に対する正しい認識の確立と人権意識の高揚のための教育・啓発の必要性を明らかにした教育・啓発的部分(法案第五条)、④悪質な差別に対する法的規制と人権侵害に対する被害者への効果的な

救済のための委員会設置の必要性を定めた規制・救済法的部分（法案第七条・第八条）、⑤審議会を設置に関する規定を定めた組織法的部分（法案第一三・一四条）などから構成されていた。

このうち「宣言法的部分」については、九六年五月に出された「地対協」意見具申の「同和問題に関する基本認識」に、その内容が盛り込まれた。ただ、意見具申は厳密な意味での法律ではないので、二年以内に制定されるであろう人権教育・啓発を推進していくための法律の中に盛り込まれる必要があるだろう。

第二の「事業法的部分」については、九六年七月の政府大綱をうけて九七年一月より開始された第一四〇通常国会において「地対財特法」の一部改正という形で五年間延長されることになった。ただ、先にふれたように今後の同和事業は、特別措置法に基づく特別措置と一般対策に工夫をこらすもの、さらには一般対策の三つの手法の事業を組み合わせて実施していくことになる。

第三の「教育・啓発法的部分」については、「人権擁護施策推進法」に基づいて設置される審議会での議論をふまえ二年を目処に「同和問題を始めとする人権問題の解決のため」に、人権教育・啓発を推進していくための法律が制定されねばならない。

方等が議論されることになるが、その際、日本が締結した国際人権規約・女性差別撤廃条約・人種差別撤廃条約等をふまえた議論がなされなければならないことも強調しておこう。

九 今後の基本課題

「部落解放基本法」の制定を求めた運動も、新たな局面を迎えたが今後の課題を以下に提起しておこう。

① 「地対財特法」の一部改正五年延長をふまえた新五カ年計画の策定

まず、同和対策事業に関しては、九七年四月以降新たな手法に基づいて実施されることとなった。そのポイントは、特別措置法に基づく特別措置を活用するもの、一般対策に工夫をこらした事業を活用するもの、一般対策を活用するものの三つの手法を組み合わせたものとなることである。

また、地方自治体としてそれぞれの部落の実態に見合った単独事業がなされているが、これも大きな流れとしては、一般対策に移行していくこととなる。

ただその際、「地対協」意見具申の中で指摘された四つ

第四の「規制・救済法的部分」についても「人権擁護施策推進法」に基づいて設置される審議会での議論をふまえて五年を目処に、「同和問題を始めとする人権問題の解決のため」に、人権侵害の被害者に対する救済のための法律の制定がめざされる必要がある。

なお、「人権擁護施策推進法」ならびにこの法律の提案理由を吟味した場合、人権侵害の被害者の救済に関しては明確に言及されているが、規制についてはふれられていない。けれども日本が加入した人種差別撤廃条約をみても明らかのように人権侵害に対しては規制と救済の両方が不可欠であり、この点は、審議会でも当然議論されることは、まちがいない。

第五の「組織法的部分」については、「人権擁護施策推進法」に基づく審議会として実現する。ただし、この法律は五年間の時限立法であるので、審議会も五年間の期限付きの審議会となる。そこで、人権教育・啓発を推進していくための法律の中に審議会の設置を盛り込むこと、さらには人権侵害の被害者の救済のための法律の中に人権委員会（仮称）の設置を盛り込み、この委員会に審議会的な機能を持たせることも可能であろう。

なお、「人権擁護施策推進法」に基づく審議会において、教育・啓発法のあり方、人権侵害に対する救済法のあり

の前提条件をふまえた慎重な議論がなされなければならない。

これら諸点をふまえて、それぞれの部落ごとに部落の実態をふまえた部落解放新五カ年総合計画が樹立される必要がある。

② 人権擁護推進審議会への働きかけ

「人権擁護施策推進法」に基づき、二〇名の委員からなる人権擁護推進審議会が設置される。

この審議会で、二年を目処に人権教育・啓発を推進していくための法律が、五年を目処に人権侵害の救済に関する法律が提案されることになろう。

この内容が真に効果的なものとなるために、審議の公開、民間運動団体や民間研究機関などとの協議を求めていく必要がある。

③ 人権教育・啓発を推進するための

法律の制定に向けた取り組み

右記②でふれたように、二年を目処に人権教育・啓発を推進していくための法律の制定が求められているが、早急にその内容を明らかにする必要がある。

その際、少なくともこれまでの同和教育や部落問題に

関した啓発を人権教育・人権啓発へと発展させ、その中で同和教育や部落問題に関する啓発を重要な柱と位置づけるとした「地对協」意見具申の指摘をふまえる必要がある。

また、すでに内閣総理大臣を本部長に国内行動計画の中間案まで策定して取り組みが開始されている「人権教育のための国連一〇年」をふまえた内容としていく必要がある。

さらに、日本が締結した国際人権規約・女性差別撤廃条約・人種差別撤廃条約などの人権条約の中の教育・啓発に関わった規定をふまえなければならぬ。

④人権侵害の被害者に対する救済のための

法律の制定に向けた取り組み

さらに、五年を目処に人権侵害の被害者に対する救済のための法律が制定される必要がある。

この点に関しても、「地对協」意見具申の指摘、日本が締結した国際人権規約をはじめとした人権条約の中の規制や救済に関わった規定をふまえた議論がなされる必要がある。

また近年、国連は各国の国内人権擁護機関の整備の重要性を指摘しており、その一環として一九九一年一〇月、

差別的撤廃と人権の確立は、新たな地方自治体としての出発の基礎にすえられなければならない原点である。

また、こうした条例や宣言が採択され計画的総合的な取り組みが、地域から取り組まれることよって部落差別の撤廃も現実的な課題となってくるのである。

その意味では、さらに多くの地方自治体で、条例・宣言が採択される必要がある。

地方自治体のみならず企業や労働組合、宗教団体や市民団体などで部落差別撤廃宣言や人権宣言が採択されてきているが、これらの取り組みも重要な意義を持つっており、一層拡大される必要がある。

当然のこととして、人権擁護推進審議会での議論もこれらの条例・宣言の制定を踏まえたものとしなければならぬ。

一〇 おわりに

以上詳細に紹介してきたように、「部落解放基本法」の制定もその内容が一步一步実現する段階に入ってきている。

その際、基本的な視点として明確にしておく必要があることは、これまでの取り組みによる部落問題の部分的

フランスのパリで関係者の会議を開催し、最低限の原則を「パリ原則」としてまとめられているが、これらの成果をふまえた検討が求められている。

⑤地方自治体で取り組まれている

条例・宣言制定などとの結合

一九九七年三月二五日時点で、部落差別撤廃をはじめとするあらゆる差別の撤廃を求めた地方自治体の条例は四七二（うち府県は七）、宣言は九〇三（うち府県は六）となっている。

これらの条例を比較検討したとき、それぞれの部落が置かれている状況、部落解放運動や議会の状況を反映していくつかのパターンに分けることができる。

その内訳としては、部落差別撤廃のための総合条例、部落差別撤廃をはじめとするあらゆる差別の撤廃のための総合条例、部落差別撤廃と人権確立を目標とした総合条例、興信所・探偵社や企業等による部落差別調査等を規制するための条例等がある。

「地方分権推進法」の制定とこれに基づく勧告などに代表されるように、地方分権は時代の流れである。これによって、地方自治体は新たに生まれ変わることになる。その点では、部落差別の撤廃をはじめとするあらゆる

な解決の成果を踏まえこれからは、部落問題の根本的な解決を目指していく必要があることである。

そのためには、住環境面の改善はもとより生活や職業の安定、教育の向上が実現されなければならないし差別事件を防止し差別観念が撤廃されなければならない。

これらの取り組みは、日本の差別文化を根底から突き崩していくことに必然的につながっていく。

部落差別の撤廃をあらゆる差別の撤廃と結びつけ、人権文化が確立された日本社会へとつくりかえていくという壮大な使命が、「部落解放基本法」の具体的な制定を実現していく取り組みにかかっているといたっても過言ではない。

近年の世界的・国内的激動は、明治維新、第二次世界大戦での日本の敗戦と比較される。明治維新のなかで、いわゆる「解放令」が出された。第二次世界大戦の敗戦のなから新憲法が制定され、その第一四条に差別の否定が盛り込まれた。

明治維新、第二次世界大戦での敗戦と比べても勝るとも劣らない激動の時代にあつて、国際人権規約をはじめとする人権条約を具体化し日本国憲法第一四条を現実化していくための法制度の整備を実現していく任務は、この時代を生きている私たちにかけられた歴史的使命とい

えよう。

注

- (1) 「部落解放基本法」案の簡単な解説は人権ブックレット二八「部落解放基本法とは」部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編、一九九一年六月、部落解放研究所発行、を参照。
- (2) 与党プロジェクトは、日本社会党三名、自由民主党三名、新党さきがけ二名、合計八名の国会議員によって構成されていた。
- (3) 「与党プロジェクトの中間意見」の段階では国連文書では「人権教育のための国連二〇〇年」の期間は、一九九五年から二〇〇五年となっていたが、その後国連は二〇〇四年までと訂正したので、ここではこれに合わせた。
- (4) 同問題に関して現行の人権救済制度が特に不十分な実状にあるとの指摘がなされた理由としては、一九九三年一月に実施された政府の同和地区実態把握等調査結果のなかで、差別を受けたと回答した同和地区関係者(調査回答者全体の三分の一)で、法務局や人権擁護委員に相談したと答えた人がわずか〇・六パーセントにすぎなかったことなどがあげられる。
- (5) 人種差別撤廃条約の対象として部落差別が含まれること

を明らかにした論文としては、拙稿「日本の人種差別撤廃条約の早期批准を求めて」『現代世界と人権』9、「反差別国際運動日本委員会発行、を参照のこと。

- (6) 人種差別撤廃条約の加入に際して、日本政府は条約第四条(a) (b) 項を留保したが、四条の前文と(c) 項は留保していない。前文では、人種差別の宣伝や扇動を非難すること、(c) 項では、公的な機関が人種差別の宣伝や扇動を支援してはならないことが明記されている。また、フランスやドイツなどは、それぞれの国の実状に合わせて国内法を整備している。
- (7) 「人権教育のための国連二〇〇年」推進本部の連絡先は以下のとおり。
- 〒一〇〇 東京都千代田区永田町一―一六―一
総理府・内政審議室内
TEL: 〇三―三五八―一―二六六―
FAX: 〇三―三五八―一―五六〇―
- (8) 国内行動計画の「中間まとめ」に対しては、部落解放研究所、部落解放同盟中央本部や日本教職員組合、全国同和教育研究協議会などから補強修正に関する要望書が出されている。なお、部落解放研究所が提出した要望書は「解放教育」一九九七年五月号で紹介されている。
- (9) 「地対協」意見具申のこの部分の後半には、「同対審」答

申は、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にもまして、行政が基本的人権の尊重という目標をしつかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の確かな把握につとめ、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」との指摘もなされている。この指摘は、部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進しなければならないことと、「一部に立ち遅れのあることも視野に入れて」という表現のなかに未指定地区の問題を盛り込んだ点で注目される。

(10) 人権教育の中身としては、日本の現状を考慮したとき、部落差別以外の他の差別も積極的に取り上げていくこと、人権とは本来的にはすべての人に保障されなければならないことを明らかにしていくこと、世界人権宣言や国際人権規約などの国際人権基準を普及・宣伝していくことなどが考えられる。

(11) 物的事業について着手済みで、継続される五事業については、「特別措置法」にもとづく特別措置が五年間延長される。ただ、「着手済み」の期限が「地対財特法」の期限

である九七年三月三十一日でなく、九六年七月二六日とされたことには問題がある。

(12) 「地対財特法」の一部改正後の同和事業の変化に関する分析については、『府同促通信』第一九号、一九九六年一月〇月、財団法人大阪府同和事業促進協議会発行、を参照のこと。

一般施策に工夫をこらした事業は、今後その内容を研究し、各方面で積極的に活用していく必要がある。例えば、これまでの同和教育研究指定事業が、教育総合推進地域事業として創設された。その内容は「教育上特別の配慮を必要とする」と認められる地域の教育を振興するために、「教育総合推進地域」を指定し、学校、社会、家庭及び地域社会が一体となった総合的な取り組みを推進し、児童生徒の進学意欲や学力の向上等を図るとともに、家庭や地域社会の教育力の向上を図る「事業」とされている。「教育上特別の配慮を必要とする」と認められる地域の中には被差別部落をはじめとするさまざまな困難をかかえた地域が対象となり、そこでの教育向上の取り組みに役立つであろう。

なお、予算額は、従来二、四八八万円(小学校区九四地区)であったものが、九七年度は一億五、三四六万円(中学校区七二地区)となり六倍になっている。

(13) 「人権擁護施策推進法」が施行され、審議会による具体的な提言がなされ、法整備が実現するまでの間は、この二条の規定をもとに国に対して人権教育・啓発の推進や人権侵害の被害者に対する救済を求めていくことができる。

(14) 「人権擁護施策推進法」の提案理由や法律の条文には国民相互の人権の理解しか明記されていないが、「人権教育のための国連一〇年」の国内行動計画には、特定職業従事者に対する人権教育が重点項目として明記されている。当然のこととして、人権教育・啓発を推進していくための法律の検討にあたっては、この点も盛り込まれる必要がある。

(15) バリ原則や各国の人権擁護制度の比較研究についてはマイノリティ研究会編「各国の人権擁護制度」、マイノリティ研究会編・発行、一九九五年五月、解放出版社、を参照のこと。

(16) 条例・宣言の比較研究については、拙稿「人権の街づくり」に条例をどう生かすか、「ヒューマンライツ」一〇八号、九七年四月号、部落解放研究所発行を参照のこと。

〈主な内容〉

一、知る〜アジア諸国、日本で広がる人権侵害 世界の人権状況と国際人権の基準と実施のしくみ 二、調べる〜調べる道具と方法 インターネットの活用 三、考える〜国際人権から日本を見る 世界の人権問題と世界人権会議 国際関係と国際人権 (定価一八〇〇円+税、A5判一五〇頁)



国際人権

知る・調べる・与える
山崎公士